

一般廃棄物処理業許可証

許可番号第 10031 号

株式会社 住共クリエイトサービスセンター
代表取締役 村上 弘 様

新居浜市長 石川 勝行



令和4年4月27日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可の年月日 令和4年 6月 1日
許可の有効年月日 令和6年 5月 31日

事務所及び事業場の所在地	新居浜市磯浦町16番5号 新居浜市磯浦町乙366番19
事務所及び事業場の名称	株式会社 住共クリエイトサービスセンター
業の種類	収集運搬業
廃棄物の種類	ごみ
営業の区域	新居浜市内一円
積替え・保管の有無	無
許可の変更の状況	令和4年06月28日 役員変更 取締役 (退任) 村上弘 → (新任) 山内智弘 監査役 (退任) 宇野肇宏、福田幹大 → (新任) 岩崎尚久、佐藤薫 令和5年01月30日 駐車場の所在地 新居浜市磯浦町16番5号 → 新居浜市磯浦町乙366番19 令和5年04月25日 車両追加 1台 愛媛100せ3714 令和5年06月28日 役員変更 代表取締役 (退任) 岡 政道 → (新任) 村上 弘
条件	業務の実施に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、市の指令等を遵守すること。 使用車両は届出をしているものに限る。

一般廃棄物処理業(ごみの収集・運搬)の許可に関する指示事項

- 1 一般廃棄物処理業許可証で、産業廃棄物を取扱ってはならない。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条・第7条参照)
- 2 許可された廃棄物の種類以外の廃棄物を取扱ってはならない。
- 3 一般廃棄物処理業許可証を他人に転貸又は譲渡してはならない。
- 4 市の処理施設を使用して処分する場合は、必ず市が発行するごみ処理施設の使用許可を受け、搬入する際の注意事項を遵守しなければならない。
- 5 一般廃棄物処理業として使用できる車両は下記の車両とし、他の車両を使用してはならない。
- 6 許可の更新手続きは、許可期間の満了前30日までに申請すること。

1	車名	三菱	形状	普通	最大積載量	2,000kg	登録抹消	登録	(1)
	登録番号	愛媛100す7434	種別	キャブオーバ	車両重量	2,970kg	異動年月日	令和4年06月01日	
2	車名	いすゞ	形状	普通	最大積載量	2,000kg	登録抹消	追加	(2)
	登録番号	愛媛100せ3714	種別	ダンプ	車両重量	5,880kg	異動年月日	令和5年04月25日	